

国立国会図書館請負工事監督検査事務処理要領

(平成 14 年 9 月 2 日国図管第 100 号)

第 1 章 総則

1 通則

国立国会図書館の発注する工事の請負契約の履行の監督及び検査の実施に関する事務の取扱いについては、会計法（昭和 22 年法律第 35 号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

2 監督及び検査

- (1) この要領において「監督」とは法第 29 条の 11 第 1 項に規定する工事の請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督をいう。
- (2) この要領において「検査」とは、法第 29 条の 11 第 2 項に規定する工事の請負契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事の既済部分の確認を含む。）をするため必要な検査をいう。

第 2 章 監督

3 監督の体制

監督は、原則として当該工事の請負契約に係る支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官（以下「当該支出負担行為担当官等」という。）でない監督職員（規則第 18 条第 1 項に規定する監督職員をいう。以下同じ。）が行うものとする。ただし、関西館の所掌に属する工事にあつては、関西館総務課長が総括監督員となることを妨げないものとする。

4 監督業務の分類

監督業務は、総括監督業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとするものとする。

ア 総括監督業務

- (ア) 工事請負契約書に基づく当該支出負担行為担当官等の権限とされる事項のうち当該支出負担行為担当官等が必要と認めて委任したものの処理
- (イ) 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理
- (ウ) 関連する 2 以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整で重要なものの処理
- (エ) 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の当該支出負担行

為担当官等に対する報告

(オ) 一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督及び監督業務の掌理

イ 一般監督業務

(ア) 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なものを除く。）の処理

(イ) 設計図、仕様書その他の契約関係図書（以下「契約図書」という。）に基づく工事の実施のための詳細図等の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書の承諾

(ウ) 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。）

(エ) 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整（重要なものを除く。）の処理

(オ) 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の総括監督業務を担当する監督職員に対する報告

5 監督職員の担当業務等

監督職員は、総括監督員及び監督員とし、それぞれ総括監督業務及び一般監督業務を担当するものとする。

ただし、工事請負金額が500万円以下の請負工事については、監督職員は監督員のみとし、総括監督業務及び一般監督業務を併せて担当するものとする。

6 監督職員の任命

(1) 総括監督員には、国立国会図書館（関西館を除く）の所掌に属するものにあつては総務部管理課長又はこの者が指名する者を任命するものとし、関西館の所掌に属するものにあつては関西館総務課長自ら又はこの者が任命するものとする。

(2) 監督員には、国立国会図書館（関西館を除く）の所掌に属するものにあつては、総務部管理課の職員を任命するものとし、関西館の所掌に属するものにあつては、関西館総務課の職員を任命するものとする。

(3) 監督職員の任命は、工事の請負契約ごとに行うものとする。

7 契約の相手方への通知

当該支出負担行為担当官等は、監督職員の官職又は氏名を、工事の請負契約ごとに、遅滞なく、別記様式第1による監督職員通知書により、契約の相手方に通知するものとする。これらの者に変更があつた場合も同様とする。

ただし、工事請負金額が500万円以下の工事請負者に対しては、監督職員通

知書によらないことができるものとする。

8 監督の技術的基準

監督職員が監督を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

9 監督に関する図書

監督職員は、次の各号に掲げる図書（契約の相手方から提出された図書を含む。）をそれぞれの担当事務に応じて作成し、及び整理して監督の経緯を明らかにするものとする。

ア 工事の実施状況を記載した図書

イ 契約の履行に関する協議事項（輕易なものを除く。）を記載した書類

ウ 工事の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した図書

エ その他監督に関する図書

第3章 検査

10 検査の種類

検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

ア 完成検査 工事の完成を確認するための検査

イ 既済部分検査 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分（性質上可分の工事の完済部分を含む。以下同じ。）を確認するための検査

11 検査の体制

(1) 検査は、原則として当該支出負担行為担当官等以外の検査職員（規則第20条第1項に規定する検査職員をいう。以下同じ。）が行うものとする。

(2) 2人以上の検査職員により検査を行う場合において、必要があるときは、それぞれの検査職員の検査の対象を工事の施工区間、工事の種別等により定め、又は他の検査職員を指揮監督して検査を行い、その結果を総括する検査職員を定めることができるものとする。

12 検査職員の任命

(1) 検査職員には、国立国会図書館（関西館を除く）の所掌に属するものにあつては、総務部管理課の職員を任命するものとし、関西館の所掌に属するものにあつては、関西館総務課の職員を任命するものとする。

(2) 検査職員の任命は、検査ごとに行うものとする。

13 監督の職務と検査の職務の兼職

令第 101 条の 7 の特別の必要がある場合は、次の各号の一に該当する検査を行う場合とする。

- ア 検査を行うために特別の技術を要するため監督職員以外の職員により行うことが著しく困難な検査
- イ 維持修繕に関する工事で、当該工事の施工後直ちに行わなければ給付の完了の確認が著しく困難な検査

14 検査の技術的基準

検査職員が検査を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

15 検査調書

- (1) 検査職員が検査を行った結果給付が完了していることを確認した場合に作成する工事検査調書は、別記様式第 2 によるものとする。ただし、当該工事請負金額が 200 万円を超えない契約に係るものである場合は、これを省略することができる。
- (2) 検査職員が検査を行った結果給付が工事の請負契約の内容に適合しないことを確認した場合は、別記様式第 3 による工事検査調書を作成するものとする。

附 則

この要領は、平成 14 年 9 月 2 日から施行し、同月 1 日から適用する。